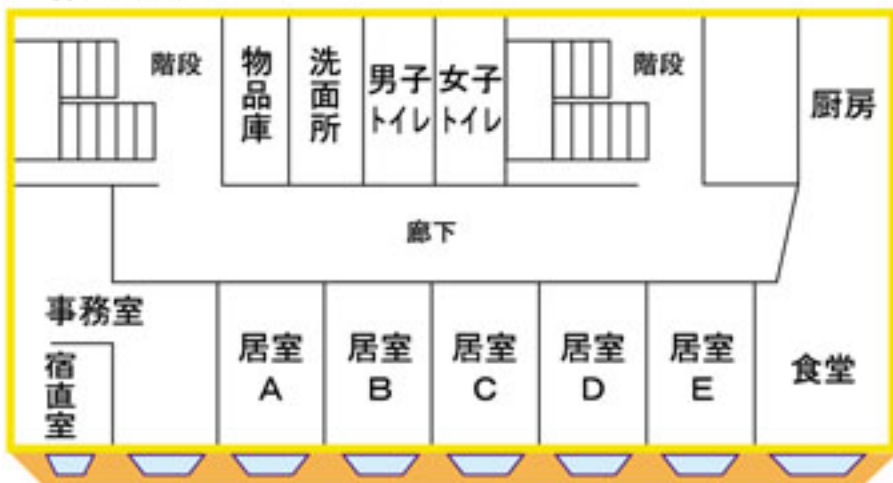


2階平面図



3階平面図



利用者負担上限額について

区分	世帯の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯 〔3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、年間収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。〕	0円
一般1	市町村民税課税世帯 〔年間収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。〕 入所施設利用者(20歳以上)、共同生活援助事業の利用者は市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

詳しくは、市町村役場・相談支援事業所にご相談ください。



関係施設

地域活動支援センター アセンドハウス (相談支援事業所)
〒034-0031 青森県十和田市東三番町4-1 1
TEL (0176) 21-1173・FAX (0176) 21-1163

十和田済誠会病院
〒034-0089 青森県十和田市西二十三番町1-1
TEL (0176) 23-6251・FAX (0176) 25-3865

デイ・ナイトケア二十三番館
TEL (0176) 24-3600 直通

自立訓練事業所 アセンドハウス
〒034-0089 青森県十和田市西二十三番町5-5
TEL (0176) 21-1188・FAX (0176) 51-3212

附属十和田准看護学院
〒034-0089 青森県十和田市西二十三番町1-1
TEL (0176) 23-6251・FAX (0176) 25-3865

就労継続支援B型 ベル・クオーレ
〒034-0031 青森県十和田市東三番町4-7 済誠会ビル1階
TEL (0176) 58-6242・FAX (0176) 23-1112

共同生活援助事業 ライズハウス
〒034-0089 青森県十和田市西二十三番町1-4 3
TEL (0176) 21-5530・FAX (0176) 21-5531



一般財団法人 済誠会

共同生活援助事業 【外部サービス利用型】

ドルチェ・カーザ



ドルチェ・カーザ (Dolce Casa) とは、
イタリア語で「愛しい我が家」「気持ち落ち着く家」
という意味です。

あんしん せいかつ おうえん ～安心ある生活を応援します～

きょうどうせいかつえんじょじぎょう

共同生活援助事業 ドルチェ・カーザ (外部サービス利用型)

りょう なが サービス利用までの流れ

① 相談・見学

市町村窓口または相談支援事業所に相談。
または、当施設に直接ご連絡いただいた場合も受け付けております。
見学時、サービスについての疑問・質問について話し合いをもちます。

② 申請

お住まいの市町村に申請を行います。

③ 審査・判定

市町村で認定調査を行います。

④ 認定・通知

調査終了後、支給量が決まり通知されます。

⑤ サービス利用計画及び個別支援計画作成

特定相談支援事業所において、今後のサービスを利用する計画を立てます。
また、利用する事業者においても今後の支援計画を立てます。

⑥ サービス提供事業者と契約

当施設との契約を行います。

⑦ サービス利用

当施設との契約が完了した段階で、サービス利用を開始します。

当事業所では、障害者が地域において自立した生活を送れるように日常生活上の援助や相談を行うことを目的としています。



「地域で生活をしたいけど、一人での暮らしに不安がある…」

● 利用対象者

- 障害支援区分 非該当または区分1以上の方。
- 症状が安定していて入院治療を必要としない方。
- 一定程度の援助があれば日常生活を営むことができる方。

● 利用期間 原則として無期限です。

● 定員 12名

● 援助内容

- 1 生活全般についての援助
- 2 対人関係についての援助
- 3 通院、服薬に対する援助
- 4 金銭の使途に対する援助
- 5 余暇の活用に対する援助
- 6 その他の援助

● 居室利用料

月額	居室	15,000円
	特室	18,000円

(他に食費・光熱費などは実費になります)

● 福祉サービス利用料

原則として国の定めた基準額です。

※年収により、それぞれ上限負担額が定められています。

詳しくは、裏面(利用料負担上限額について)をご参照ください。



居室



特室 ユニットバス付き



食堂



わからないことや、見学についてのご相談は、お気軽にご相談ください。電話番号0176-58-6155